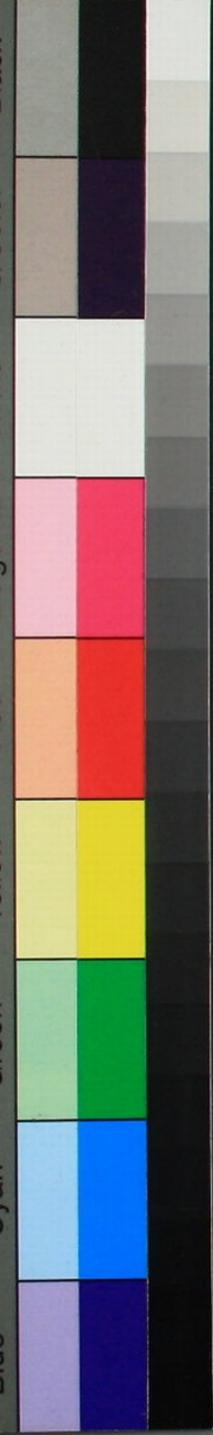


源語秘訣

全



源語秘訣



桐壺卷云^{三才服}二六がくてもいと

は境七事ほくをれとから印ふ

さうひは例やふ事かまひ

まうそ給かんと次

無服の場は事ハ令條の文小

んく多れと七歳以下の人は親

の妻は例ひて服候の事ハ法

令_レよ_レ見_レし_レる_レ事_レを_レ延_レ喜_レ七_レ年
二月保明太子又歳の時姨の
張ありし時法家より尋_レ問_レせ_レ
し_レる_レ事_レ七_レ歳以下ハ_レ服_レ假_レ之_レ
する中勅申其詞云

勅申 東宮内食姨喪雖未_レ成
人可有_レ滞_レ服以_レ否又假_レ令_レ無_レ滞_レ服
若例行神事不_レ停_レ止_レ否_レ更

右系_テ上_ニ宣_ハ備_フ上_ニ件_ハ由_テ事_レ際_ニ時_ニ有_ル
疑_ハ宣_ハ勅_ニ申_ル若_シ喪_ニ葬_ル令_レ云_レ姨_ノ服
一月假_レ寧_ル令_レ云_レ職_ニ事_ニ官_ニ遭_フ一月
喪_ニ給_レ服_ニ十日_又條_ニ云_レ無_レ服_之場_ハ
月_ノ服_ニ給_レ服_ニ二_日者_ハ今_ノ案_ニ件_ハ父_ノ七
歳以下服_レ親_ノ死_日給_レ服_法也_七
歳以下不可_レ着_レ親_ノ服_令條_ニ無_レ文
名_刑律_云七_歳以下_雖有_レ死_罪

不加刑又臧制律云可着服人
聞喪匿不舉哀者其徒眾以
下也由是案之死罪之重不可
加刑何況徒眾以下豈可更論
既無罪者不可滌服又神祇令
去敬齋之內不得吊喪問病者
拋檢此文吊喪問病為穢然則
既無滌服行諸神事有何妨

哉仍勅申

延喜七年二月廿八日

大判事兼明法博士惟宗胡良善經
主計頭兼明法博士惟宗躬直本

又延長四年勅狀云

勅申岐七歲以下人遭親喪并
件親遭七歲以下人喪之間各

行神事以否事

右檢使寧令云無眼之殤本眼
三月眼三日一月眼二日七日服
一日注云生二月至七歲或云縁
無眼之殤請眼者限日未滿被旨
参入不得預祭者按此等文除
眼之外無礙神事又七歲以下
之人無可着眼之由然則於

行神事有何妨哉仍勘申

延長四年十一月廿五日

明法博士兼左衛門佐惟宗朝臣等

今案醍醐清門の古代も七歳以下
の人親に喪ふ忌眼の有無事
かゝのいゝま度とは家より作
らん中はいゝつれも服眼わ
へ〜〜〜〜〜と申さし物語の

桐壺清門と延嘉帝よりすく
むてま川ついで志りも源氏君
三歳まで更衣ふもかたてま中
と出流ハ服服あふこしこまは
そはとつむむつむは法家り
作て服服あふこしこまはこ
まはつハ延嘉七年の事と源氏
は君の母は妻よりひいて退か

治承七年以前服服たる
無いまも言了ぬ時の事と父は
侍る人といふ一義云七歳以下は
人服服はるまゝといふハ親下
の親は妻也父母一ホの妻とい
つてハ本文ありあつたは
於神事よけり人といふ也
後代乃事なると嘉承二年

堀河院爲清の時鳥羽院又歳
よて涼周の事^{イニチヤク}別以日易
月^{ケツ}代^チ後^チと^{ヨリ}錫^{シヤク}行^{チヨ}と^スる
乃^ハ准^ス抑^スと^スる^ニ又
一義云延喜七年法曹^ツ勤^ツ状
は職制律の可^ク忌^ム服^ス人の^ノ間
喪^ヲ匿^シて^ハ不^レ奉^ス哀^ムハ^ハ徒^ニ罪^スコ^ト也
以^テハ職制律の文^ヲと^スる^ニヨ^リ

尚^モ父母^ノ若^シ夫^ノ喪^ヲ匿^シ不^レ奉^ス哀^ム者
徒^ニ二年^ノ間^ノ祖^ト父^ト母^ト外^ト祖^ト母^ト喪^ヲ匿^シ
不^レ奉^ス哀^ム者^ハ徒^ニ一年^ノと^スる^ニ父^ト母^ト
乃^ハ喪^ヲ加^スく^ニも^トす^ルに^ハ徒^ニ罪^ス
い^ハ七^ノ歳^ノ以^テ下^ノ途^ニ有^ル死^ノ罪^ハ不^レ加^ス
刑^トと^スる^ニも^トす^ル人^ハ二^ノ親^ノの^喪
と^スる^ニも^ト不^レ可^ク忌^ム服^スと^スる^ニ也
疑^ハめ^ルの^ハり^トす^ルに^ハ今^ノの

世ふ及まじし七歳以下人の父母
の喪も忌服の事ハなれど
鳥羽院の五歳まで忌錫紵夏
と一人の依天下れ人の心喪か
まハ各別の事也凡庶は礼ハ
此とへく次故は源氏君はま
中と退かしく治ハ延在七年ハ
前の夏と又侍く人ハ也

夕顔巻云やうめいのもつけある
人

清慎公記云康保四年七月
廿二日宰相中将来言雜事次
言主上追日本病發給由右
兵衛佐々理云高声歌給田中
井戸或法用云云左衛門督又
来云今日候殿上邊渡殿放

歌沸声甚高其歌者子奈良
波と云云近衛官人皆兼沸
頗以不使明日可有除目云云
如此之間何被行云事乎云云
往代閩武猛暴惡之主未閩
狂乱之君如此之間外戚不善
之軍競成昇進之望左衛門
督云左納言望王右納言云入夜

之後右少將為光朝臣来云明
日除目一昨右大将左藤納言
議定早中傳兼云揚名閩
白早可被停止之者也

今案冷泉天皇ハ民部卿元方
の怨毒よりして狂乱あり
まけり時外戚の人九條及官位
一様也
昇進ホ事と改定とす小野

之後此時開白よりわろく見
交々しつゝ存子述懐しつゝ
揚名開白よりやゝ感のゝり
記とくしつゝ李部王記云天
曆四年九月又日一分除目今
一学書生讓件揚名書生云云
政事要略惟宗允亮卷六十七云
人之僕従不可恙履但諾圖

揚名掾目亦為車馬従之日
依例僕従於可制哉否云々
今案揚名の二字ハ詔圖ハ
くさくさハ故ハ揚名開白
と清慎公ハの終へり又揚名掾
揚名目ともいへり揚名ハハ名
けりといふ也ハハハ官
よならしめし職掌ハあく得

分もなれといへり或抄に揚名
介は五部籤符と云く多う官
符と云くかきよてい國へ
りて吏勢と云く人さぬり
寛弘二年除目後系維光望
揚名女申文にて常陸権介
に任と云くを治貞和二年二月
除目執筆後普光國自任申文
括改

子後原良清望揚名女と云
て山城権介に任と云く不愚老
先年執筆の自任よ申文
と献して常陸権介に任
付と云く後よ心ひ付まは常陸
國梅と云くふ似と云く他國の
女に任と云くりて但籍と云
か

花の中よまきしむらさき
とさきせぬりさくしむらさき
とさきせぬりさくしむらさき
とさきせぬりさくしむらさき
とさきせぬりさくしむらさき
とさきせぬりさくしむらさき
とさきせぬりさくしむらさき
とさきせぬりさくしむらさき
とさきせぬりさくしむらさき
とさきせぬりさくしむらさき

村上天皇康保三年十月七日

有舞浄覚小野玄右大臣実資
童よて納ニヒル利舞浄ケけしハ
浄ウナキ前ウナキよりけし浄ウナキ袖ウナキとけし
それ時清慎公実資公、祖父也
実資公、母敏子カ
二つと悦ウナキく威ウナキよ多ウナキへウナキとて立
て舞ウナキ浄ウナキへウナキ子ウナキの舞ウナキく勅ウナキ禄ウナキ
所ウナキりる時祖父ウナキ若ウナキハ父ウナキのウナキ
まらりて舞ウナキ事ウナキへウナキは後ウナキ又ウナキ後ウナキ冷ウナキ

泉院治暦三年春舞清院

時中納言顯房息雅実童童として

胡飲酒と舞くは衣を清り

しらくは祖父内大臣師房立て舞

竹うこねくのみか醍醐の清代

しらくは後此事也は次の詞より

ましそささるゆきよならん

させ多しきまゝくはるは清代

君の此詞はたゞも中將の

柳花苑舞清く勅禄はわ川

り清く時中くはるは清代

多しきたらまは清くはるは清代

一歴りくはるは清代の例も

ぬへくはるは清代三年舞清院

小野ま湖白くはるは清代

事ハ延喜より後の事なり

うむ成今の例よいしと成代
のたりしもなる今と心算の
別康保の例と成代のため
しよへき也

葵卷云 大将乃りし道身
上のそらあとの事いづ
れ事よわしとゆりし行
幸のれゆりいふふと

あふ右近の藤人のそつ
まのり

ゆつらき行幸と清禪志
行幸此事といへるや長和
又年十月廿三日後一條院の
禪行幸ゆ授政清堂及伏奉
し清府生ゆ拾介とゆ
るれゆ具し清とゆ

細苜一合有頃息取退出即
餅苜付侍女小右記云天元之
年四月十日左大臣賴忠云一女
入内子遵十二日子始祭上殿下同
黍シメツ餅四種盛銀盤同盤置同
銀箸餅上置心葉在組納時繪
苜置口覆蓋令持候殿下沸供
殿下傳取付加賀曲侍令奉

之頗有忠詞未及曉殿下退
下シマフ始君曉更退下

右餅盛四盃例也二六四杯
以シマフ也

都記經信云寬治三年正月十
九日嫁娶院知是盛餅三杯被送
螺鈿洗懸地苜銀杯三口例溪
立銀鶴一双盤上置銀箸二双

右餅盛三杯例也河海抄取載
待賢門院入内記も三杯也
三々一と三盃一具といへる

今案は餅は昔は銀器四杯より
盛たるも中比より四の扱とも
うけて三杯も盛るべし
は物流にまじりし時分
は事あるに四杯の扱と用へき

三々一と六口の扱といふは源氏
君れよりあへとものはて河海は
中古より其後とりつては
さうされは討ちお連をも
なく次よ三々一といふ名目
左傳の十九卷にありし事也
絳縣のきり人といふ人の
とこころは

生年丁酉正月甲子朔四百
有四十五甲子矣其季^五於今
三十一也云い老人七十^三な
の^三まのまふ^三こ^三を^三り
む^三ま^三り^三る^三より^三れ^三る^三ま^三の
日^三数^三と^三り^三い^三く^三た^三る^三
甲子日^三は^三六十^三日^三は^三な^三まり^三
物^三の^三む^三じ^三な^三ら^三る^三の^三四

百四十五度は甲子の日はあり
てそれ最末は甲子日よりと
り^三ま^三り^三る^三の^三日^三は^三六十^三
甲子日よりかきまはる最末
はあつらう今は問答は十二月
廿七日よりそのいつ一日の
事也は百四十五は甲子の二十

日よまのりる物あまのし先とわを
うかすまの日の教二万六千
六百六十日也これと一と一萬ふ
とさそめはまのよとらあし
んる何のまのりしよあまのし
二万六千六百六十日
二万六千六百六十日一と一と一
並一
まのりかすまのり一と一と一
これ一と一と一のまのりあつけ

まのり一と一と一の餅よつとえま
の字はまのり二と一と一と一と
とまのり又甲子れ教と一と一と
子のこまのり也周の世は十二
月ハ子れ月と一と一と一と一と
今の十月亥れ月ハ十二月ハ
のこも十月の事あまのり自然
よあひるあつと十月ハ一陽ハ

わく地中よけしして百物を
くむ月也嫁娶のくもあは
いひはななりあはる母あは
同巻云はくもよひまふら
いませぬくもよひくはゆし
とらふ
いふはくもよひとまはくも白
くはくはくはくはくはくはく
くはくはくはくはくはくはく

あやまねく也いまはくはく
とらふくはくはくはくはくはく
事くはくはくはくはくはくはく
あはくはくはくはくはくはくはく
くはくはくはくはくはくはくはく
餅四杯とも云くはくはくはくはく
名はくはくはくはくはくはくはく
死の字く惟光く弁よひひき

のせむれハ弁もんえそてふ
もはつりぬしりまふも
まゝのてけしといへ
柵巻云々さうひまをたの
ちくろゆさく見ても

北山抄云至于近衛次将第
劔上殿無妨仍宿侍之時副
於宿物持上之

李部王記天慶九年九月十日
謂裂^{マリエフ}衣^ミ人^ニ右^ミ衛^ノ尉^ノ中^ニ系^ト助^ト宿
直^ク衣^ニ云^ク昨^ク夕^ク主^ト上^ニ侍^ト殿^ニ上^ニ侍^ト
披^キ見^ル助^ト佐^ト所^ニ随^フ身^ニ之^レ裏^ニ中^ニ衣^ヲ
紅^ク色^ノ頗^ク除^キ仍^モ不^レ破^ク或^モ云^フ宿^ニ衣^ノ私^ニ
物^ト非^ズ人^ノ主^ト可^ク開^キ看^ム頗^ク涉^キ奇^ニ酷^ニ
今^ノ案^ト之^レの^レ物^ト之^レの^レ事^ト
宿^ニ衣^ノの^レ袋^ト也^{ナリ}や^クろ^とい^つと^も

いふ所は李部五記よりついで
あり裏の字とよみらつては
もよむ也さういふ處とよみ
二條流し處と宿直とよむ人
もやうくまねふたさういふ
とそ中の物に袋おきく
又くともいふまじりぬ紫巻
にもこの物とらふつかり

とよこしめあふ事とたふさふ
秘事かまきくいへる今さう
いひあつていふ人もいふたえ
別ふまは成るものと物に危
れ流あつていふまも皆あやまる
信用とよみし
楊名舟子たの餅との内
物の袋これと三々の秘事

いひはくはくあり

明石巻云まきあさこ川より

こころとせあり

あまきふりまきとみかき

はくしふりまきとみかき

まきふりまきとみかき

まゝいゝまゝの時をたはつたり
ともいゝまゝのまゝのり
しつゝいゝまゝのり
他欄純あゝいゝまゝのり
ろゝおあゝいゝまゝのり
いゝまゝのり
まゝいゝまゝのり
いゝまゝのり

薄雲巻云 わり君れまゝのり
ひさゆいゝまゝのり

旧例男女ともよき着袴の時ハ
小神とともきまゝのり
一条院の法もまゝのり
ては小神と着ゝまゝのり
まゝのり
うゝ白平縮也三幅慈流しひら

二三寸^ニ指^ス大略如おぬ^云

治承四年東宮^安清^徳名^徳禱^名厨

名^名清^清名^名禱^禱厨^厨の^の人^人な^なり

て^て清^清名^名禱^禱厨^厨用^用意^意と^とり

とも名^名清^清名^名禱^禱厨^厨と^とり

乙女卷^乙云^云を^をし^しる^るあ^あり^りか

り^りこ^こい^いさ^さり^りへ^へと^とり

西^西云^云東^東脩^脩祭^祭獻^獻盃^盃事^事獻^獻盃^盃

者^者二^二人^人内^内外^外相^相方^方執^執盃^盃進^進居^居

有^有司^司云^云其^其方^方の^の垣^垣下^下客^客何^何戸^戸

と^とり^り清^清名^名禱^禱厨^厨申^申可^可献^献盃^盃稱^稱唯^唯云^云

下^下の^の階^階と^とり^り清^清名^名禱^禱厨^厨有^有司^司云^云此^此處^處

戸^戸弟^弟正^正清^清名^名禱^禱厨^厨へ^へ清^清名^名禱^禱厨^厨者^者

稱^稱唯^唯飲^飲糸^糸擬^擬把^把放^放盃^盃と^とり^り清^清名^名禱^禱厨^厨と^とり

退

今^今案^案東^東脩^脩祭^祭と^とり^り清^清名^名禱^禱厨^厨と^とり

さし付きの師は東脩の礼と
いふと二字は公脩の補の字
肉十廷と一東ありて唐礼の
ちしと本朝の令は其代は布
一端と師はとく其入學は
時垣下は表座とく人々酒
食ともむしむあり戸弟と
いふは上戸下戸の志はよりて

酒を志あり也垣下といふは
ふらけのゆゑを後八博の
際内系又のうゆはけりあり
もしあはる也むしは其日れ
郷食を語伴するん也いま乃
物語はしは凡の字は凡何日
の姓も凡といふとありあか
よそより詞也いふはなりら

垣下也あきしは郷也垣下は
つさつさつさつさつさつさつさつ
といつらひさつさつさつさつ
あつさつさつさつさつさつさつ
謝さつさつさつさつさつさつ
つさつさつさつさつさつさつ
しつさつさつさつさつさつ
まうけさつさつさつさつさつ

りさつさつさつさつさつさつ
かあさつさつさつさつさつ
くまいつらさつさつさつさつ
る也さつさつさつさつさつ
玉らつさつさつさつさつさつ
まきさつさつさつさつさつ

毛詩棠棣篇云鶴鶴在原兄
弟急難云注云脊今難渠之

はひよこをぬきしつたふ
しりて世にあらはしつたふ
礼記玉藻篇云縞冠素紕既
祥之冠垂綫五寸惰游之士也
陳氏傳曰此言縞冠素紕而綫
之垂者長五寸以其為惰游失
業之士使之服此以恥其身
惰游之士とい失業と釋して

たふ事ともあらは流連とも
しつ物とりよまことつ
らんふりふ縞冠のちらふか
かりとやむむいふ男端
りふ四月十四日系中れけ子
の明月ふりしてふへ振系
とる事惰游失業れへ
とる高中学子の冠と

むく末代子秋百歳を
つる男踊る乃餘風也後暗職
院の古所ももやうも
胡蝶巻云 屋ももも
ひのあもひも久し
り
第の物語亦六云
六位六位ももの古もも

つるもいさやも
ととる物し
物とるへま
屋の清葬送
枕草子云
たのりそ
あるいり
うれも

まへんく〜さへんま〜らぬ
のち^{垣下}のま〜ひのさ〜れ〜る
〜とあ〜を〜る
〜〜〜

今業ひの〜ひの事法披
あやまけり東常と恙と
ひの〜ひの〜ひの〜
ともいふ也あや〜る

よのめ〜ひの〜
〜子よ對して東常た〜
を〜むのほ〜る〜書れ
〜と〜い〜

孫重地巻云四月は〜ら比
はま〜の毛と押〜る
〜と〜 又下詞云月が〜
おぬ〜花の毛〜る

又々ねやうあふ

今の物語はいつらにせしむ
まじしいは月七の事とせしむ
ついでららるるにり曆迄
曆とほく事との推歩の
御とらふ一月はこと西院
ちり翔上望下とがさし
あま上の考りりし御事と

つらららるる也と母に
おぬかきりし夕月夜と
りよきくくくくくくく
ついでららるるの夕月夜
を記文とあまの事と
及りしにねも日記とせしむ
いり信用またる事也

唯傳一子之書也不可出園外
付囑中納言中將

文明九年二月吉日

老納賞惠

後成恩寺也

此一冊密以懇望申請在太將

冬良云

家本

後成恩寺
自學

書寫之紙淨為

親服之人曾以不可免披身

之由懸

春日大明神 住吉 玉津嶋

等明神取相誓也永可

存此音者也

文明十八年四月廿四日

此二方

正二位行權中納言兼侍從源氏長判

一授了了右道通院之

此秘抄德年以件真書之
中書寫換合之而今源孝子
始并右馬助亦望之有終源氏物語
一部講席之功後感其怨志
附与以別勅是為補愚之
短才也矣

慶長戊申仲秋十一日

也足叟在判

